

協議第9号 《継続協議》

新市の名称について（名称の決定方法の確認）

新市の名称決定方法の確認について、次のとおり提案する。

平成15年 8月 8日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 3

協議事項	新市の名称について（名称の決定方法の確認）	関係項目	
調整の内容	新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。		
任意協議会の調整素案			

新市の名称 説明資料																					
区分	内容																				
1. 新市名称選定（案）	<p>法定協議会で新市名称募集要項を策定し、公募する。 選定小委員会を設置し、選定小委員会において審査基準を定め、応募作品を10作品の候補に絞り込む。 法定協議会において10作品の中から新市名称を決定する。</p>																				
2. 新市名称の公募（案）	<table border="1"> <tr> <td>選定小委員会の設置</td> <td>設置する</td> </tr> <tr> <td>募集要項等の制定</td> <td>制定する</td> </tr> <tr> <td>周知方法</td> <td>・協議会だより ・広報 ・ホームページ</td> </tr> <tr> <td>応募方法</td> <td>・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス</td> </tr> <tr> <td>応募資格</td> <td>・3町の居住者・3町の出身者・対象は小学生以上</td> </tr> <tr> <td>応募の記載内容</td> <td>・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名</td> </tr> <tr> <td>応募基準</td> <td> 全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について （案1）3町の名称は使用しない （案2）組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 （案3）3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称 </td> </tr> <tr> <td>懸賞</td> <td>・名付け親賞1人（5万円相当） ・その他の賞 数人（図書券等）</td> </tr> <tr> <td>募集期間</td> <td>・平成 年 月 日～ 月 日（ヶ月間）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・1人につき1点のみの応募</td> </tr> </table>	選定小委員会の設置	設置する	募集要項等の制定	制定する	周知方法	・協議会だより ・広報 ・ホームページ	応募方法	・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス	応募資格	・3町の居住者・3町の出身者・対象は小学生以上	応募の記載内容	・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名	応募基準	全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について （案1）3町の名称は使用しない （案2）組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 （案3）3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称	懸賞	・名付け親賞1人（5万円相当） ・その他の賞 数人（図書券等）	募集期間	・平成 年 月 日～ 月 日（ヶ月間）	その他	・1人につき1点のみの応募
選定小委員会の設置	設置する																				
募集要項等の制定	制定する																				
周知方法	・協議会だより ・広報 ・ホームページ																				
応募方法	・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス																				
応募資格	・3町の居住者・3町の出身者・対象は小学生以上																				
応募の記載内容	・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名																				
応募基準	全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について （案1）3町の名称は使用しない （案2）組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 （案3）3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称																				
懸賞	・名付け親賞1人（5万円相当） ・その他の賞 数人（図書券等）																				
募集期間	・平成 年 月 日～ 月 日（ヶ月間）																				
その他	・1人につき1点のみの応募																				

(趣旨)

第1条 この要項は、天王町、昭和町、飯田川町(以下「3町」という。)が合併した後の新市の名称を広く公募することにより、3町の合併に対する住民の関心を高め、住民参加のまちづくりを一層推進することを目的とする。

(公募の方法)

第2条 応募資格、応募方法等については、次のとおりとする。

(1) 応募資格

3町の居住者又は出身者で小学生以上の者とする。

(2) 応募方法

応募は次に掲げる方法のいずれかで、1人につき1点のみの応募とする。

応募用紙

官製はがき

電子メール

ファックス

(3) 応募の記載内容

新市の名称(ふりがな) 提案理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号

3町の出身者は出身地の町名

新市名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用することとし、漢字の場合は、「ふりがな」を振ることを明記する。

(4) 応募基準

全国の市町村名に無い名称

〔案1〕3町の名称は使用しないこと

〔案2〕3町の名称は組合せでは(1字・2字・3字)まで使用できる

〔案3〕3町の名称は使用できる

地理的にイメージできる名称

特徴を表す名称

歴史・文化にちなんだ名称

合併を記念した名称

その他新市としてふさわしい名称

(5) 応募期間

募集期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(周知方法及び結果の公表)

第3条 名称応募の条件、方法及び結果の公表については、合併協議会ホームページ、合併協議会だより、3町の広報等により周知する。

(選定手順)

第4条 新市の名称は、次のとおり選定するものとする。

「新市名称候補選定小委員会」において、審査基準を定め、たうえで応募作品を10作品の候補に絞り込む。

合併協議会において10作品の中から新市の名称を決定する。

(名称の帰属)

第5条 採用された名称に関する一切の権利は、天王町、昭和町、飯田川町に帰属するものとする。

(記念品贈呈)

第6条 記念品の贈呈対象者等については次のとおりとする。

贈呈対象者

賞品の贈呈対象者は、新市の名称として採用された名前を応募した者とする。

なお、該当する者が複数の場合は、抽選により決定するものとする。

賞品

・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 10人(図書券等)

(その他)

第7条 この要項に定めない事項については、会長が別に定める。

新市名称候補選定小委員会設置要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、新市名称候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

- （1）天王町、昭和町、飯田川町が合併した場合における新市の名称の候補の選定
- （2）新市の名称の選定基準に関する事。
- （3）その他新市の名称に関し必要な事項

（組織）

第3条 小委員会は、3町の長が定めた学識経験を有する者各2名をもって組織する。

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
 - （2）副委員長 1名
- 2 役員は、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 月 日から施行する。（協議会での確認日から施行する）

協議第10号 《継続協議》

新市の事務所の位置について（合併時の事務所の位置の確認）

合併時の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の事務所の位置は、合併時は南秋田郡 町 字 番地とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 4

協議事項	新市の事務所の位置について（合併時の事務所の位置の確認）	関係項目	
調整の内容	新市の事務所の位置は、合併時は南秋田郡 <input type="text"/> 町 <input type="text"/> 字 <input type="text"/> 番地とする。		

新市の事務所の位置（合併時の事務所の位置の確認） 説明資料			
現況			
天王町	昭和町	飯田川町	
天王町役場 ・住所 天王町天王字上江川47-100	昭和町役場 ・住所 昭和町大久保字堤の上1-3	飯田川町役場 ・住所 飯田川町下蛇川字ハツ口70	
・施設規模 本庁舎（鉄筋コンクリート造2階建） 敷地面積 1,478.5㎡ 延床面積 1,080㎡ 第2庁舎 敷地面積 831.85㎡ 延床面積 292㎡ 追分出張所 敷地面積 2,605.42㎡ 延床面積 991㎡	・施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 13,390㎡ 延床面積 3,643.94㎡	・施設規模 鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 6,500㎡ 延床面積 1,996.16㎡	
・竣工 本庁舎 昭和40年 建設費 32百万円 第2庁舎 平成8年 改修費 6百万円 （旧職員会館建設年度 昭和48年建設費15百万円） 追分出張所 平成8年 改修費 1百万円 （勤労青少年ホーム建設年度昭和60年建設費 155百万円）	・竣工 平成8年 建設費 1,313百万円	・竣工 昭和58年 建設費 483百万円	
・庁舎建設基金 332,655千円（14年度末）	・庁舎建設基金 なし	・庁舎建設基金 なし	
・職員数 条例定数180人 実数165人	・職員数 条例定数117人 実数98人	・職員数 条例定数77人 実数71人	
・庁舎内職員数 本庁舎57人 第2庁舎26人 追分出張所2人 合計 85人	・庁舎内職員数 73人	・庁舎内職員数 42人	

協議第11号 《継続協議》

財産の取扱いについて（財産及び債務の取扱い）

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年8月27日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。
ただし、基金については3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 5

協議事項	財産の取扱い(財産及び債務の取扱い)	関係項目	
調整内容	3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。 ただし、基金については3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとする。		

参考資料

この資料は、平成14年度の決算数字であり、この数値どおり新市に引き継がれるものではありません。

現 況 (総括表)			
天王町	昭和町	飯田川町	
1. 財産	1. 財産	1. 財産	
(1) 公有財産	(1) 公有財産	(1) 公有財産	
土地	土地	土地	347,935.00m ²
建物	建物	建物	24,174.00m ²
動産	動産	動産	なし
有価証券	有価証券	有価証券	2,200千円
出資による権利	出資による権利	出資による権利	12,108千円
(2) 物品(車両)	(2) 物品(車両)	(2) 物品(車両)	22台
(3) 債権	(3) 債権	(3) 債権	2,901千円
(4) 基金	(4) 基金	(4) 基金	482,540千円
(5) 土地開発基金	(5) 土地開発基金(土地含)	(5) 土地開発基金	59,245千円
2. 債務	2. 債務	2. 債務	
(1) 地方債現在高	(1) 地方債現在高	(1) 地方債現在高	4,894,209千円
(2) 債務負担行為	(2) 債務負担行為	(2) 債務負担行為	374,337千円

協議第15号 《継続協議》

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

- 1．議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2．新市の議会議員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 6

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整内容	1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2. 新市の議会議員の定数は、 人とする。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
定数 20人 任期満了日 平成19年2月15日	定数 18人 任期満了日 平成17年9月29日	定数 16人 任期満了日 平成18年10月29日	1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2 新市の議会議員の定数は、 人とする。

議会の定数特例・在任特例について(新設合併)

1 天王町、昭和町及び飯田川町の現状等

(単位:人)

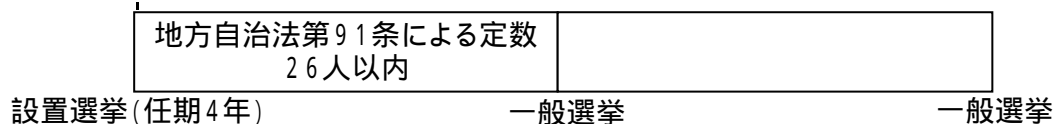
	法定 議員定数	各町条例 議員定数	定数特例	在任特例
天王町	26	20	26 × 2	20
昭和町	18	18		18
飯田川町	18	16		16
計	62	54	52	54

人口 (平12国調)	任期
21,687	H19.2.15
8,997	H17.9.29
5,027	H18.10.29
35,711	

2 原則(特例措置の適用なし)

合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の設置選挙を行う。

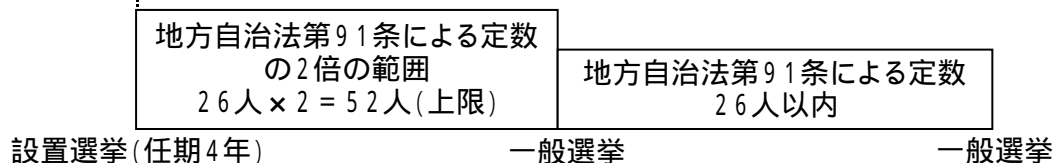
合併



3 定数特例(特例法第6条第1項の適用)

合併する市町村が協議を行い、法定定数の2倍以内で議員定数を設定し、合併後50日以内に設置選挙を行う。

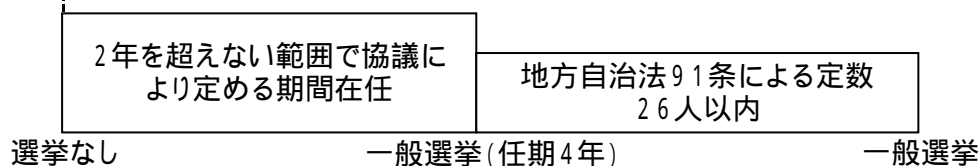
合併



4 在任特例(特例法第7条第1項第1号の適用)

合併する市町村が協議を行い、合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内の期間引き続き在任する。

合併



参考資料

県内合併協議会 議会議員の任期の取扱い

協議会で協議中

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	
本荘由利一市七町合併協議会	8市町	在任	平成17年10月31日	30人

人口 92,843人 (法定数)30人

	現在の議員定数	任期満了日
本荘市	24人	平成19年4月29日
矢島町	16人	平成19年4月29日
岩城町	16人	平成16年7月27日
由利町	16人(14人)	平成15年12月7日
大内町	18人(16人)	平成17年9月29日
東由利町	14人	平成16年7月22日
西目町	14人	平成19年4月30日
鳥海町	16人	平成16年3月30日
計	134人(130人)	

H15.1.1選挙から14人
H15.1.1選挙から16人

協議会で協議中

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年10月31日	24人

人口 33,565人 (法定数)26人

	現在の議員定数	任期満了日
田沢湖町	20人	平成17年9月29日
角館町	20人	平成16年3月30日
西木村	16人	平成17年9月29日
計	56人	

協議会で協議中

合併期日 平成16年11月1日予定

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	3町村	在任	平成17年9月30日	24人

人口 24,207人 (法定数)26人

	現在の議員定数	任期満了日
千畑町	18人(16人)	平成16年3月30日
六郷町	16人	平成19年4月30日
仙南村	16人	平成17年9月29日
計	50人(48人)	

H15.1.1選挙から16人

協議第16号 《継続協議》

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 7

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目
調整の内容	<p>1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。</p>	

	天王町	昭和町	飯田川町
現在の農業委員会委員の数及び任期	* 総数 17人	* 総数 15人	* 総数 15人
	選挙による委員 10人(定数10人)	選挙による委員 11人(定数11人)	選挙による委員 11人(定数12人)
	選任による委員 7人	選任による委員 4人	選任による委員 4人
	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人
	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人
	・町議会推薦 5人	・町議会推薦 2人	・町議会推薦 2人
	* 任期満了日 平成17年7月19日	* 任期満了日 平成17年7月19日	* 任期満了日 平成17年7月19日
農地面積 (ha) 1,499	農地面積 (ha) 977	農地面積 (ha) 648	
農家数 (戸) 726 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数 (戸) 766 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数 (戸) 362 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	

区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
新市に1つの委員会を置く場合	原 則	新たに選挙する	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
	特 例	右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で合併関係市町村の協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第3条、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項

在任特例の場合

【参考】合併後の農業委員会の委員

選挙による委員 《32人》

*現在の3町の農業委員が、合併の日から1年を超えない範囲で引き続き在任する。
「市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号」

天王町 10人
昭和町 11人
飯田川町 11人

選任による委員 《8人以内》

*現在の委員は合併前日に失職し、新たに選任する。
「農業委員会等に関する法律第12条第1項」

農業協同組合が推薦した理事 2人
農業共済組合が推薦した理事 1人
市議会が推薦した学識経験者 5人以内

参 考 資 料

県内合併協議会 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議会で確認済

農業委員会選挙人名簿数 34,857人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況
大曲仙北合併協議会	8市町村	在任	平成17年7月19日 40・30人

2つの農業委員会 旧市町村ごとに選挙区を設ける

大曲市・中仙町・仙北町・太田町 40人+(7)
 神岡町・西仙北町・協和町・南外村 30人+(7)
 選挙による人数 + 選任委員

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
大曲市	22人	17人	3人	2人	平成17年7月19日
神岡町	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
西仙北町	16人	13人	1人	2人	平成17年7月19日
中仙町	20人	14人	4人	2人	平成17年7月19日
協和町	15人	12人	1人	2人	平成17年7月19日
南外村	14人	10人	2人	2人	平成17年7月19日
仙北町	17人	12人	3人	2人	平成17年7月19日
太田町	18人	12人	4人	2人	平成17年7月19日
計		100人			

協議会で協議中

農業委員会選挙人名簿数 7,411人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年7月19日 20人 選挙による委員

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
田沢湖町	19人	14人	3人	2人	平成17年7月19日
角館町	16人	11人	3人	2人	平成17年7月19日
西木村	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
計		35人			

協議会で確認済

横手平鹿合併協議会

在任特例を適用

平成17年7月19日

協議第 29 号

ごみ収集運搬業務の取扱いについて

ごみ収集運搬業務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 12 月 19 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

1. 一般廃棄物収集運搬体制については、平成 17 年度から統一する。
2. ごみ袋等の取扱いについては、当面現行のとおりとし、新市において販売方法を調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 17

協議事項	ごみ収集運搬業務の取扱いについて	関係項目	
調整内容	1. 一般廃棄物収集運搬体制については、平成17年度から統一する。 2. ごみ袋等の取扱いについては、当面現行のとおりとし、新市において販売方法を調整する。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
一般廃棄物収集運搬体制	1) 分別方法 燃えるごみ 週2回 燃えないごみ(有害) 週1回 資源ごみ (ダンボール・新聞紙・雑誌類・ペットボトル) 週1回 粗大ごみ 3ヶ月に1回 2) 収集運搬方法 町の委託業者が収集車により運搬 3) 処分体制 湖南地区衛生処理組合	1) 分別方法 燃えるごみ 週2回 燃えないごみ(有害) 週1回 資源ごみ (ダンボール・新聞紙・雑誌類・ペットボトル) 月1回 粗大ごみ 3ヶ月に1回 廃タイヤ 年1回 2) 収集運搬方法 町の委託業者が収集車により運搬 3) 処分体制 湖南地区衛生処理組合	1) 分別方法 燃えるごみ 週2回 燃えないごみ(有害) 週1回 資源ごみ (ダンボール・新聞紙・雑誌類・ペットボトル) 月2回 粗大ごみ 3ヶ月に1回 廃タイヤ 年1回 2) 収集運搬方法 町の委託業者が収集車により運搬 3) 処分体制 湖南地区衛生処理組合	燃えるごみ週2回 燃えないごみ週1回 資源ごみ週1回 粗大ごみ年4回 廃タイヤ年1回 現行のとおり。
ごみ袋等の取扱い	一般家庭から出るごみの処理をするごみ袋については、各地区保健会に委託して販売。	一般家庭から出るごみの処理をするごみ袋については、町と契約した小売店が町からごみ袋を購入し販売している。	一般家庭から出るごみの処理をするごみ袋については、町婦人会に販売を委託している。婦人会の各地区の長の他、婦人会の委託を受けた町内の店舗でも取り扱いをしている。	当面現行のとおりとし、新市において販売方法を調整する。

環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年12月19日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

- 1．生ごみ堆肥化補助事業については、平成17年度から天王町の例により実施する。
- 2．廃棄物減量等推進委員会、廃棄物減量等推進協議会及び環境審議会については、新市において設置する。
- 3．公害対策事業については、新市において実施する。
- 4．廃棄物処理計画等については、新市において策定する。
- 5．し尿処理については、当面現行のとおりとする。
- 6．合併後、公共施設のISO14001認証取得に努めるものとする。
- 7．犬の登録事務については、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 18

協議事項	環境対策事業の取扱いについて	関係項目
調整内容	1. 生ごみ堆肥化補助事業については、平成17年度から天王町の例により実施する。 2. 廃棄物減量等推進委員会、廃棄物減量等推進協議会及び環境審議会については、新市において設置する。 3. 公害対策事業については、新市において実施する。 4. 廃棄物処理計画等については、新市において策定する。 5. し尿処理については、当面現行のとおりとする。 6. 合併後、公共施設のISO14001認証取得に努めるものとする。 7. 犬の登録事務については、現行のとおりとする。	

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
ごみ処理に関する助成	生ごみ堆肥化補助事業 ・コンポスト1台につき3,000円の助成 ・EM菌による生ゴミ減量・堆肥化 ・EMバケツを1世帯に2個で2,000円の補助 ・生ごみ搾り器を無料配布	生ごみ堆肥化補助事業 ・コンポスト1台につき2,000円の助成	生ごみ堆肥化補助事業 ・コンポスト1台につき3,000円の助成	天王町の例による。
廃棄物減量等推進員	天王町廃棄物減量等推進員 推進員 28名 任期 2年		飯田川町廃棄物減量化等推進員 推進員 11名 任期 2年	新市において設置する。
廃棄物減量等推進協議会	天王町廃棄物減量等推進協議会 委員 9名 任期 2年	昭和町廃棄物減量等推進協議会 委員 9名 任期 2年	飯田川町廃棄物減量化等推進協議会 委員 10名 任期 2年	
環境審議会	環境審議会 委員 7名以内 任期 2年	環境審議会 委員 15名以内 任期 2年		
公害対策事業	各種公害調査 水質調査(海域、地下水、農業用水路) 一般騒音調査	各種公害調査 水質調査(湖沼)	各種公害調査	新市において実施する。
廃棄物処理計画等	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 未策定	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 未策定	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 未策定	新市において策定する。
	分別収集計画 H14年6月策定	分別収集計画 H14年6月策定	分別収集計画 H14年6月策定	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
し尿処理	1. し尿収集運搬業者 許可制 2. 処理体制 男鹿地区衛生処理一部事務組合	1. し尿収集運搬業者 許可制 2. 処理体制 昭和町衛生センタ -	1. し尿収集運搬業者 許可制 2. 処理体制 飯田川町衛生センタ -	当面現行のとおり。
ISO14001 認証取得	なし	なし	なし	合併後、公共施設のISO14001認証取得に努める。
犬の登録	1. 登録受付 役場窓口で随時受付、あるいは狂犬病 予防注射時に受け付ける。 2. 登録手数料 3,000円 登録数 1,083頭	1. 登録受付 左に同じ 2. 登録手数料 左に同じ 登録数 407頭	1. 登録受付 左に同じ 2. 登録手数料 左に同じ 登録数 279頭	現行のとおり。
ISO14001とは 国際標準化機構（ISO）により、企業や官公庁などが組織として環境に配慮した事業活動を継続的に行うための基準（環境マネジメントシステム）を国際的に規格化したものです。環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織にISO14001認証を与えます。認証を与えられた団体は環境方針を策定し、それに基づき、環境への負荷の低減のための計画を立て、実施し、実施状況を点検し、問題があれば見直しをする、このサイクルを繰り返すことが必要です。				

協議第31号

公立学校の通学区域の取扱いについて

公立学校の通学区域の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年12月19日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

公立学校の小学校、中学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 24

協議事項	公立学校の通学区域の取扱い	関係項目	
調整内容	公立学校の小学校、中学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
小学校の通学区域	小学校 学校数 4校 学級数 57学級 児童数 1,488人	小学校 学校数 2校 学級数 20学級 児童数 481人	小学校 学校数 1校 学級数 9学級 児童数 250人	当面現行のとおりとして、必要に応じて新市において調整する。
	平成15年5月1日現在 天王小学校 ・学級数 21学級 ・児童数 559人 ・敷地面積 20,948㎡ ・通学区域 ハラへ(一部)、干潟、天塩、沖田上堰、境田、塩口、小分(一部)江川(一部)、持長根(一部)宮の後(一部)、御休下(一部)児玉、沖田台、塩口北野、藤伍の宮不動台上、不動台、不動下穂丈谷地、中羽立、羽立、中干潟松淵、羽立片山、浜山、上江川、二田下分水、中分水、上分水、下新縄手中新縄手、上新縄手、羽立北野、開碓、高田、沖中谷地、上沖中谷地上谷地、南干潟、野沢、桃の木台下桃の木台上(一部)、万六、万六溜池下江川上谷地(一部)、蒲沼(一部)、持谷地鶴沼台(一部)、下狼縁、草乙女溜池下上狼縁(一部)、棒沼台(一部)下浜山(一部)、江川谷地	平成15年5月1日現在 大久保小学校 ・学級数 14学級 ・児童数 393人 ・敷地面積 33,166㎡ ・通学区域 大久保、乱橋、八丁目 豊川小学校 ・学級数 6学級 ・児童数 88人 ・敷地面積 19,846㎡ ・通学区域 豊川上蛇川、豊川岡井戸豊川船橋、豊川槻木豊川龍毛、豊川山田	平成15年5月1日現在 飯田川小学校 ・学級数 9学級 ・児童数 250人 ・敷地面積 29,354㎡ ・通学区域 飯田川町	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
	<p>出戸小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 14学級 ・児童数 328人 ・敷地面積 22,419㎡ ・通学区域 鶴沼台(一部)、池沼溜池下、蒲沼(一部) 上狼縁(一部)、棒沼台(一部) 下出戸(一部)、下浜山(一部)、西長根 三枚橋下、細谷長根、上出戸、中浜山 北野、細谷、大長根(一部)、長沼下(一部) 江川上谷地(一部)、桃の木台上(一部) <p>東湖小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 6学級 ・児童数 163人 ・敷地面積 10,915㎡ ・通学区域 天王、一向、上の台、道合、コアツコ ハラヘ(一部)、持長根(一部) 御休下(一部)、江川(一部) 宮の後(一部)、小分(一部) <p>追分小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 16学級 ・児童数 438人 ・敷地面積 26,424㎡ ・通学区域 追分西、上北野、追分、長沼 長沼下(一部)、大長根(一部) 			

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
中学校の通学区域	中学校 学校数 2校 学級数 20学級 生徒数 660人	中学校 学校数 1校 学級数 14学級 生徒数 408人 (昭和 259人、飯田川 149人)		
	平成15年5月1日現在 天王中学校 ・学級数 9学級 ・生徒数 317人 ・敷地面積 58,656㎡ ・通学区域 天王小学校、東湖小学校の各通学区域 天王南中学校 ・学級数 11学級 ・生徒数 343人 ・敷地面積 64,996㎡ ・通学区域 出戸小学校、追分小学校の各通学区域	平成15年5月1日現在 羽城中学校 ・学級数 14学級 ・生徒数 408人 (昭和 259人、飯田川 149人) ・敷地面積 56,342㎡ ・通学区域 昭和町、飯田川町		

次回開催日について

第9回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 1月23日(金) 午後2時～

開催場所 飯田川町公民館

第10回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 2月13日(金) 午後2時～

開催場所 昭和町農村環境改善センター

第11回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 2月26日(木) 午後2時～

開催場所 天王町福祉センター

協議会の開催予定

回数	開催期日	時間	場所	備考
第12回	3月26日	午後2時	飯田川町公民館	

なお、原則毎月第4金曜日とし、協議事項が多数想定される時期については月2回となります。
また、都合により日程や開催場所を変更する場合は、随時連絡いたします。